

日本共産党を代表して、各委員長報告に対して反対討論を行います。

最初に、議第82号・平成28年度大分市一般会計補正予算（第2号）についてです。

第4款・衛生費、3項・清掃費、6目・ごみ減量・リサイクル推進事業費にかかる債務負担行為・指定ごみ袋製作等業務委託料（平成29年度分）についてです。家庭ごみの有料化は、消費税と同じく所得の低い世帯ほど負担が重くなる逆進性の強い制度です。そもそも家庭ごみの減量は、市民の理解と協働によって推進するべきであり、自治体の義務であるごみ収集業務を有料化して行うべきではありません。「見直し」の3年後が近づいています。有料化中止にむけて、取り組みをすすめることを求めておきます。

第7款・商工費、1項・商工費、2目・商工業振興費、企業立地促進助成金の追加計上および債務負担行為の変更についてです。企業立地助成金3億7千600万円の追加が計上されています。このなかには、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング（株）2億円が措置されています。資本金も約242億円で体力もある大企業には助成金の必要はないと考えます。また同じ理由で、債務負担行為の変更1億9183万3千円から5億6183万3千円について反対します。地場企業の経営安定や雇用促進を軸とするような制度に見直すべきだと考えます。少なくとも、大企業への助成金については基準を厳しくすべきです。さらに、資料の提出を求めた際、設備投資額と新たな雇用人数について、「企業の意向により表示していません」という資料が届けられました。企業立地促進助成金の交付額を決定する要件を明示しないで、議会審議を求める姿勢も問題であり、今後このようなことのないよう

に、指摘しておきます。

第10款・教育費、6項・保健体育費、9目・学校給食にかかる債務負担行為・小学校給食調理場調理等業務委託料についてです。平成29年度に小学校3校で試行し、その後本格運用にむけて取り組む計画です。今回の提案で、第1に、PTAや学校評議員、地域の方がたなど、学校給食に関係する方がたの意見などは全く聞いておらず、補正予算という形で予算が提案されること自体に問題があります。「議会で決定した後に説明する」と、委員会で答弁されましたが、学校給食の重要な問題であり、市民的議論をまず尽くすべきです。第2に、来年度3校で試行としながら、その後ただちに本格実施をするということは、行政改革・民間委託の決定先にありきで、市民の意見を聞こうとしないあらわれです。第3に、「給食調理の人員が見つけにくい」と言いますが、民間委託では調理員が確保でき、市教委では確保できないという答弁には納得できません。第4に、指揮系統では「委託業者の現場責任者と協議・調整を図る中で、適正な業務委託の執行」と言いますが、不測の事態の場合、教育委員会や校長なども、委託業者の職員には指示などできません。安心・安全性に疑問が残ります。第5に、自校方式を堅持することも明言しないことも問題です。今回提案の小学校給食調理場調理等業務委託は、「官民の役割分担の明確化、民間活力の活用、効率的かつ効果的な事務による市民サービスの維持・向上、学校給食も社会情勢に応じた効率的な運営」と掲げるように、子どものためではなく、行政改革の推進だけに終始しているとしか言えません。こうした姿勢・事業の執行は許されません。

以上の理由から、議第82号・平成28年度大分市一般会計補正予算（第2号）に反対します。

つぎに、議第 86 号・大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部改正についてです。昨年 の第 1 回定例会に提案された入居対象者の収入基準を緩和する大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部改正に反対しました。今回、指定管理者に指定しようとする民間業者には、事務手続きの不備などの苦情が、利用者から寄せられています。指定管理は、すでに 92% に達しています。住宅管理のノウハウの継承などからして、これ以上の指定管理はおこなうべきではないと考えます。

以上の理由から、議第 86 号・大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部改正に反対します。

最後に、請願・陳情についてです。継続審査となっています平成 28 年請願第 2 号・介護予防・日常生活支援総合事業に関する請願についてです。委員長報告は、不採択です。この請願は、公的介護・医療を土台から掘り崩す「医療・介護総合法」に基づいて「介護予防・日常生活支援総合事業」の導入に伴って提出された請願です。

大分市が来年度から開始する総合事業は、要支援 1 と 2 の訪問介護、通所介護を、国の基準とする介護サービスの対象から切り離して、市町村事業に移す、まさに自治体に丸投げする中身となっています。これによって、介護「軽度者」の利用を削減・抑制し、公的介護保険の財源を抑制しようとする国の狙いがあります。今回の制度改悪による目先の費用抑制は、サービスから締め出された「軽度」の人を重症化させ、将来的には公的費用をむしろ膨張させる危険性があります。

こうしたなか、全国 239 の地方議会では、要支援切りとも言えるこの制度改定に、反対・批判の決議があげられています。また、自治体当局や介護

事業者、利用者などからも、「このまま実施すれば利用者が混乱する」「サービスを打ち切られたら生活できない」「認知症やその家族の願い反している」などの声が噴出しています。

この請願は、今後導入される新総合事業の問題点を指摘し、改善させるための重要な要望がされています。加えて、新たな事業にともない、市民の利益や事業者の安定的な運営などの確保が問われていると考えます。こうした市民の願いに背を向けて、不採択にすることは許せません。

以上の理由から、平成28年請願第2号・介護予防・日常生活支援総合事業に関する請願の不採択に反対します。

以上で、討論を終わります。